

社会機能に関する分科会関係資料

特定接種の対象となる業種について

A 医療分野

(A-1. 新型インフルエンザ等医療型、A-2. 重大・緊急医療系)

業種(案)	区分	業種小分類	社会的役割を果たすために必要な業務(登録の要件)(案)	担当省庁
新型インフルエンザ等医療	A-1	以下の要件を満たす病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション・新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行うこと	新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者(医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等)	厚労省
重大緊急系医療	A-2	救急救命センター、災害拠点病院、自治体立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、国立高度専門医療研究センター、国立病院機構、労災病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、済生会病院、厚生連病院、北海道社協病院、大学病院、2次救急医療機関(2次医療救急機関、救急告示医療機関)、分娩を行う医療施設、透析医療機関	重大・緊急の生命保護に従事する有資格者(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士)	厚労省

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1. 介護・福祉型、B-2. 指定公共機関型、B-3. 指定公共機関同類型、B-4. 社会インフラ型)

業種(案)	区分	業種小分類(案)	社会的役割を果たすために必要な業務(登録の要件)(案)	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業 (85)	B-1	介護保険施設(法)(ただしA-1に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業(法)、指定地域密着型サービス事業(法)、老人福祉施設(法)、有料老人ホーム(法)、障害福祉サービス事業(通所、短期入所を除く)(法)、障害者支援施設(法)、障害児入所支援(法)、救護施設(法)、児童福祉施設(法)	○サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある利用者(要介護度3以上、障害程度区分4以上又は未就学児以下)がいる入所施設と訪問事業所 ○介護等の生命維持に関わるサービスを直接行う職員(介護職員、保健師・助産師・看護師・准看護師、保育士、理学療法士等)と意思決定者(施設長)	厚労省
電気業 (33)	B-2 B-3	電気業(331)	【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給 【業務】 発電所・変電所の運転監視、保守・点検、故障・障害対応、燃料調達受入、資機材調達、送配電線の保守・点検・故障・障害対応、電力システムの運用・監視・故障・障害対応、通信システムの維持・監視・保守・点検・故障・障害対応	経産省
ガス業 (34)	B-2 B-3	ガス業(341)	【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給 【業務】 原料調達、ガス製造、ガスの供給監視・調整、設備の保守・点検、緊急時の保安対応、製造・供給・顧客情報等の管理、製造・供給に関連するシステムの保守業務	経産省

※B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型

※コードは日本標準産業分類におけるコード、((法)は個別法における名称、(-)は分類不能のもの)

業種(案)	区分	業種小分類(案)	社会的役割を果たすために必要な業務(登録の要件)(案)	担当省庁
石油製品・石炭製品製造業 (17)	B-4	石油精製業 (171)	<p>【社会的役割】</p> <p>○新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造</p> <p>【業務】</p> <p>製油所における関連施設の運転、原料および製品の入出荷、保安防災、環境保全、品質管理、操業停止、油槽所における製品配送及び関連業務、貯蔵管理、保安防災、環境保全、本社・支店における需給対応(計画・調整)、物流の管理</p>	経産省
石油・鉱物卸売業 (533)	B-4	石油卸売業 (5331)	<p>【社会的役割】</p> <p>○新型インフルエンザ等発生時における石油製品(LPガスを含む)の供給</p> <p>【業務】</p> <p>石油製品(LPガスを含む)の輸送・保管・出荷・販売</p>	経産省
熱供給業 (35)	B-4	熱供給業(351)	<p>【社会的役割】</p> <p>○新型インフルエンザ等発生時における熱供給</p> <p>【業務】</p> <p>燃料調達、冷暖房・給湯の供給監視・調整、設備の保守・点検、製造・供給に関する設備・システムの保守・管理</p>	経産省
鉄道業 (42)	B-2 B-3	鉄道業(421)	<p>【社会的役割】</p> <p>○新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資(政令で定める医薬品、医療機器その他衛生用品、食料、燃料。以下同じ。)の運送</p> <p>【業務】</p> <p>運転業務、運転指令業務、信号取り扱い業務、車両検査業務、運用業務、信号システム・列車無線・防災設備等の検査業務、軌道および構造物の保守業務、電力安定供給のための保守業務、線路・電線路設備保守のための統制業務(電力指令業務、保線指令業務)、情報システムの管理業務</p>	国交省

※B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型

※コードは日本標準産業分類におけるコード、((法)は個別法における名称、(-)は分類不能のもの)

業種(案)	区分	業種小分類(案)	社会的役割を果たすために必要な業務(登録の要件)(案)	担当省庁
道路旅客運送業(43)	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業(433) 患者等搬送事業(一)	【社会的役割】 ○新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送 【業務】 旅客バス・患者等搬送事業用車両の運転業務、運行管理業務、整備管理業務	国交省
道路貨物運送業(44)	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業(441)	【社会的役割】 ○新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送 【業務】 トラックによる緊急物資の運送の集荷・配送・仕分け管理、運行管理、整備管理	国交省
水運業	B-2 B-3	外航海運業(451) 沿海海運業(452) 内陸水運業(453) 船舶貸渡業(454)	【社会的役割】 ○新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送 【業務】 船舶による緊急物資の運送業務	国交省
航空運輸業(46)	B-2 B-3	航空運送業(461)	【社会的役割】 ○新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送 【業務】 航空機の運航業務、客室業務、運航管理業務、整備業務、旅客サービス業務、貨物サービス業務	国交省
空港管理者(一)	B-2 B-3	空港機能施設事業(-)	【社会的役割】 ○新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用 【業務】 航空保安検査、旅客の乗降に関する業務、燃料補給、貨物管理、滑走路等維持管理	国交省

※B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型

※コードは日本標準産業分類におけるコード、((法)は個別法における名称、(一)は分類不能のもの)

業種(案)	区分	業種小分類(案)	社会的役割を果たすために必要な業務(登録の要件)(案)	担当省庁
通信業 (37)	B-2 B-3	固定電気通信業(371) 移動電気通信業(372)	<p>【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保</p> <p>【業務】 通信ネットワーク・通信設備の監視・運用・保守、社内システムの監視・運用・保守</p>	総務省
放送業 (38)	B-2 B-3	公共放送業(381) 民間放送業(382)	<p>【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供</p> <p>【業務】 新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材、編成・番組制作、番組送出、現場からの中継、放送機器の維持管理、放送システム維持のための専門的な要員の確保</p>	総務省
映像・音声・文字情報制作業 (41)	B-3	新聞業(413)	<p>【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供</p> <p>【業務】 新聞(一般紙)の新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材業務、編集・制作業務、印刷・販売店への発送業務、編集・制作システムの維持のための専門的な要員の確保</p>	—
医薬品製造業 (165)	B-2 B-3	医薬品製造販売業(法) 医薬品製造業(法)	<p>【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産</p> <p>【業務】 新型インフルエンザ等医療または重大・緊急医療に用いる医療用医薬品の元売り、製造、安全性確保、品質確保</p>	厚労省

※B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型

※コードは日本標準産業分類におけるコード、((法)は個別法における名称、(—)は分類不能のもの)

業種(案)	区分	業種小分類(案)	社会的役割を果たすために必要な業務(登録の要件)(案)	担当省庁
医薬品・化粧品等卸売業(552)	B-2 B-3	医薬品卸売販売業(法)	<p>【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売</p> <p>【業務】 新型インフルエンザ等医療または重大・緊急医療に用いる医療用医薬品の販売、配送</p>	厚労省
医療機器製造業(一)	B-2 B-3	医療機器製造販売業(法) 医療機器製造業(法)	<p>【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産</p> <p>【業務】 新型インフルエンザ等医療または重大・緊急医療に用いる医療機器の元売り、製造、安全性確保、品質確保</p>	厚労省
医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業(一)	B-2 B-3	医療機器修理業(法) 医療機器販売業(法) 医療機器賃貸業(法)	<p>【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売</p> <p>【業務】 新型インフルエンザ等医療または重大・緊急医療に用いる医療機器の販売、配送</p>	厚労省
銀行業(62)	B-2	中央銀行(621)	<p>【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定</p> <p>【業務】 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節、資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</p>	財務省

※B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型

※コードは日本標準産業分類におけるコード、((法)は個別法における名称、(一)は分類不能のもの)

業種(案)	区分	業種小分類(案)	社会的役割を果たすために必要な業務(登録の要件)(案)	担当省庁
銀行業 (62)	B-2 B-3	銀行(622) 中小企業等金融業(631) 農林水産金融業(632) 政府関係金融機関(6491)	【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給 【業務】 現金の供給、資金の決済、資金の融通、金融事業者間取引	金融庁 農水省 経産省 財務省 厚労省
金融証券決済事業者 (一)	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク(一) 金融決済システム(一)	【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持 【業務】 金融機関間の決済、CD/ATMを含む決済インフラの運用・保守	金融庁
		金融商品取引所等(注) (法) (注)金融商品取引法に規定する金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社	【業務】 銀行等が資金決済や資金供給を円滑に行うために必要な有価証券や派生商品の取引を行うための注文の受付、付合せ、約定	
		金融商品取引清算機関 (法)	【業務】 有価証券や派生商品の取引に基づく債務の引き受け、取引の決済の保証	
		振替機関(法)	【業務】 売買された有価証券の権利の電子的な受け渡し	
郵便業 (一)	B-2 B-3	郵便(法)	【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保 【業務】 郵便物の引受・配達	総務省

※B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型

※コードは日本標準産業分類におけるコード、((法)は個別法における名称、(一)は分類不能のもの)

B 国民生活・国民経済安定分野(B-5. その他)

業種(案)	区分	業種小分類(案)	社会的役割を果たすために必要な業務(登録の要件)(案)	担当省庁
食料品製造業 (09)	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業(0921・093) 精穀・製粉業(096) パン・菓子製造業(097) レトルト食品製造業(0998) 冷凍食品製造業(0995) めん類製造業(0992) 処理牛乳・乳飲料製造業(育児用調整粉乳に限る)(0913)	【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料(缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳。以下同じ。)の供給 【業務】 最低限の食料の製造、資材調達、出荷業務	農水省
飲食料品卸売業 (52)	B-5	食料・飲料卸売業(522) 卸売市場関係者(一)	【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料及び食料を製造するための原材料の供給 【業務】 食料・原材料の調達・配達・販売業務	農水省
各種商品小売業 (56)	B-5	百貨店・総合スーパー(561)	【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品(缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳。以下同じ)、生活必需品(石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品。以下同じ。)の販売 【業務】 食料品、生活必需品の調達・配達、消費者への販売業務	経産省

※コードは日本標準産業分類におけるコード、((法)は個別法における名称、(一)は分類不能のもの)

業種(案)	区分	業種小分類(案)	社会的役割を果たすために必要な業務(登録の要件)(案)	担当省庁
飲食料品小売業(58)	B-5	各種食料品小売業(581) 食料品スーパー(一) コンビニエンスストア(5891)	【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の販売 【業務】 食料品の調達・配達、消費者への販売業務	農水省 経産省
その他小売業(60)	B-5	ドラッグストア(6031)	【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売 【業務】 生活必需品の調達・配達、消費者への販売業務	経産省
石油事業者(60)	B-5	燃料小売業(LPガス、ガソリンスタンド)(605)	【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給 【業務】 オートガススタンドにおけるLPガスの受入・保管・販売・保安点検 サービスステーションにおける石油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検	経産省

※B-5:その他

※コードは日本標準産業分類におけるコード、((法)は個別法における名称、(一)は分類不能のもの)

業種(案)	区分	業種小分類(案)	社会的役割を果たすために必要な業務(登録の要件)(案)	担当省庁
その他の生活関連サービス業(79)	B-4	冠婚葬祭業(796)	【社会的役割】 ご遺体の死後処置 【業務】 ご遺体の死後処理に際して、直接ご遺体に触れる作業(創傷の手当・身体の清拭・詰め物・着衣の装着)	経産省
その他の生活関連サービス業(79)	B-4	火葬・墓地管理業(795)	【社会的役割】 火葬の実施 【業務】 ご遺体の火葬業務	厚労省
廃棄物処理業(88)	B-4	産業廃棄物処理業(882)	【社会的役割】 医療廃棄物の処理 【業務】 医療機関からの廃棄物の収集運搬、焼却処理	環境省

(注1)水先業及びタグ事業については、水運業の一体型外部事業者とする。

(注2)倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業については、取り扱う物資によって公益性が変化するため、緊急物資の運送業務に必要な事業者については、外部事業者とする。また、緊急物資について荷主企業や運送事業者と長期的(恒常的)な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っているところは一体型外部事業者として処理し、これらと短期的な契約を行っている事業者は、一般の外部事業者とする。

(注3)新聞業については、新聞業と同様の社会的役割・業務を担う通信社の事業所も対象とする。

※B-5:その他

※コードは日本標準産業分類におけるコード、((法)は個別法における名称、(一)は分類不能のもの)

公務員の特定接種対象者について①

公務員の特定接種の要件【法28条1項第1号後段・第2号】

- 要件Ⅰ（目的）：医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保する（民間と同じ）
- 要件Ⅱ（緊急性）：緊急の必要があると認めるとき（民間と同じ）
- 要件Ⅲ（対象者）：新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

○ 要件Ⅲのうち、特定接種の対象となる新型インフルエンザ等対策業務は以下のいずれかに該当するものと考えられる。

《基準1》 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務

（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する業務）

《基準2》 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務

《基準3》 民間の登録事業者と同様の業務

（社会機能に関する分科会（第5回）参考資料より）

以上の《基準1》～《基準3》の業務を行う国家公務員のうち、**新型インフルエンザ等発生時の必要性・緊急性を鑑み**一定の絞り込みを行った結果、特定接種の対象と考えられる公務員は次項以降の通り。

○ また、上記の基準に基づき、特定接種対象者の絞り込みを行い、新型インフルエンザ等発生時の必要性・緊急性について、国民の理解が得られると考えられる職務・職種の公務員は、総枠調整率の対象外としてはどうか。

具体的には、対象者数を特定した次項以降の公務員とする。

公務員の特定接種対象者について②

1. ≪基準1≫に該当する公務員(警察・防衛・消防・海保を除く)

特定接種の対象となる業務	職務・職種	備考
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する業務	政府対策本部員 (総理、国務大臣等)	約40人
政府対策本部の事務	政府対策本部事務局職員	約90人
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係業務	内閣官房職員(官邸・閣議関係職員)	約50人
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	基本的対処方針等諮問委員	約10人
各府省庁の意思決定・総合調整に関する業務(秘書官業務を含む)	各府省庁政務三役(大臣・副大臣・大臣政務官)及び各秘書官	約170人
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部業務 ○業務の考え方については、以下の通り ・ 対策本部、幹事会、事務局員のみを対象 ・ 事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局業務に専従する者のみ	各府省庁対策本部構成員、各府省庁対策幹事会構成員、各府省庁対策本部事務局担当者	内閣府 約90人 (外局たる庁等を含む)
		総務省 約40人
		法務省 約40人
		外務省 約20人
		財務省 約30人

(注1) 特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるべきである。

(注2) 人数については四捨五入した数値を記載。

(注3) 上記の職務・職種については、新型インフルエンザ等発生時の必要性・緊急性について、国民の理解が得られるよう絞り込みを行えたと考えられるため、総枠調整率の対象外とする。

公務員の特定接種対象者について③

1. ≪基準1≫に該当する公務員(警察・防衛・消防・海保を除く)

特定接種の対象となる業務	職務・職種	備考
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部業務業務の考え方については、以下の通り ・ 対策本部、幹事会、事務局員のみを対象 ・ 事務局員については、新型インフルエンザ等対策に専従する者のみ	各府省庁対策本部構成員、各府省庁対策幹事会構成員、各府省庁対策本部事務局担当者	文部科学省 約20人
		厚生労働省 約140人
		農林水産省 約20人
		経済産業省 約40人
		国土交通省 約40人
		環境省 約20人
		最高裁判所 約30人(注4)
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	在外公館職員	約13,400人※(発生時の対応として、発生国及び近隣国の在外公館の職員数に限定)
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫業務)	検疫、動物検疫、入国管理、税関職員	約7,500人
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	国立感染症研究所職員	約130人
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(行政関係)	内閣法制局職員	約20人

(注1) 特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるべきである。

(注2) 人数については四捨五入した数値を記載。

(注3) 上記の職務・職種については、新型インフルエンザ等発生時の必要性・緊急性について、国民の理解が得られるよう絞り込みを行えた¹⁴と考えられるため、総枠調整率の対象外とする。

(注4) 最高裁判所については、立法関係の機関であり、行政(各府省庁)とは異なるが、参考として記載。

公務員の特定接種対象者について④

1. ≪基準1≫に該当する公務員(警察・防衛・消防・海保を除く)

特定接種の対象となる業務	職務・職種	備考
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する業務	都道府県対策本部員	都道府県知事、副知事、教育長、警視総監又は道府県警察本部長 等
都道府県対策本部の事務	都道府県対策本部事務局職員	新型インフルエンザ等対策事務局業務に専従する者のみ
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する業務	市町村対策本部員	市町村長、副市町村長、教育長、消防長 等
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	新型インフルエンザ等対策事務局業務に専従する者のみ
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	地方衛生研究所職員	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、検体採取、疫学的調査	保健所職員、市町村保健師、市町村保健センター職員	—

公務員の特定接種対象者について⑤

1. ≪基準1≫に該当する公務員(警察・防衛・消防・海保を除く)

特定接種の対象となる業務	職務・職種	備考
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議(秘書業務を含む)	国会議員、国会議員公設秘書(政策担当秘書、公設第一秘書、公設第二秘書)	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	地方議会議員	— —
国会の運営	国会関係職員	—
地方議会の運営	地方議会関係職員	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(立法関係)	衆議院法制局職員 参議院法制局職員	—

(注1) 特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるべきである。国会、地方議会についても、発生時に議会で議論すべき課題の状況に応じて柔軟に対応する。

(注2) 人数については四捨五入した数値を記載。

公務員の特定接種対象者について⑥

2. ≪基準2≫に該当する国家公務員(裁判所、検察庁、刑事施設等)

特定接種の対象となる業務	職務・職種	備考
令状発付に関する業務	裁判所職員	約3,700人
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する業務	検察官	約2,700人
刑事施設等(刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所)の保安警備業務 ※ 刑事施設(刑務所、拘置所、少年刑務所)、少年院、少年鑑別所(以下「刑事施設等」という。)の職員については、直接に国民の緊急の生命保護や秩序の維持に関わる者ではないが、被収容者の逃走や暴動等が生じた場合には一般国民の生命や社会の秩序維持に大きな影響を及ぼすことから、特定接種の対象となり得ると考えられる。	刑事施設等職員	約12,000人

(注1) 特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるべきである。

(注2) 人数については四捨五入した数値を記載。

(注3) 上記の職務・職種については、新型インフルエンザ等発生時の必要性・緊急性について、国民の理解が得られるよう絞り込みを行えたと考えられるため、総枠調整率の対象外とする。

公務員の特定接種対象者について⑦

3. ≪基準2≫に該当する公務員（警察・防衛・消防・海保・国家の危機管理） 警察・防衛・消防・海保については≪基準1≫と≪基準2≫の両方の業務に該当

(1) 警察・消防・海保については以下の考え方で特定接種対象者を整理

- 当該組織の責務・任務を果たすために即応することが必要な業務(当該業務の発生に備えて平時から一定の人員数を確保しなければならない場合を含む。)を行う者については、特定接種の対象とする。
- 本庁に勤務する者については、各府省庁と同様の考え方とする。

特定接種の対象となる業務	職務・職種	備考
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	約21万人／約29万人
救急業務 消火・救助等	消防職員	約13万人／約16万人
	消防団員	約12万人／約88万人(注1)
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため 船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	海上保安官	約0.9万人/約1.3万人
国家の危機管理に関する業務	内閣官房・各府省庁職員	(注2)

(注1) 消防団員については、消火活動等における重要性に鑑み、常勤換算等の考え方を踏まえた人数。

(注2) 国家の危機管理に関する業務の人数については、公開することにより国家の安全が害されるおそれがあることから非公開とする。

(2) 防衛については、以下の理由により、3つのセクションに分けて対象者を整理

- 国防上の観点から、自衛隊の部隊について特定接種対象者の選定結果を公表することが困難であること。
- 国際情勢や新型インフルエンザ等の発生状況によって、発生時に特定接種の対象とすべき者について判断の余地があること。

- ① 国際情勢や新型インフルエンザ等の発生状況に関わらず、**特定接種の対象となる者(約1.1万人)**
 - ・ 防衛医科大学病院及び自衛隊病院等における診断・治療を行う者
- ② 国際情勢や新型インフルエンザ等の発生状況により、**特定接種の対象が変動する者(約27万人)**
 - ・ 自衛隊の各部隊等に勤務する者
- ③ 国際情勢や新型インフルエンザ等の発生状況に関わらず、**特定接種の対象とならない者(約0.2万人)**
 - ・ 防衛大学校、防衛研究所等に勤務する者

(注3) 上記の職務・職種については、新型インフルエンザ等発生時の必要性・緊急性について、国民の理解が得られるよう絞り込みを行なったと考えられるため、総枠調整率の対象外とする。

公務員の特定接種対象者について⑧

4. ≪基準3≫に該当する公務員

(国立、県立・市町村立の医療関係者医療関係者、火葬場・墓地に従事する職員は、≪基準1≫と≪基準3≫の両方に該当)

民間分類における業種	職務・職種(公務員)	備考
新型インフルエンザ等医療	国立、県立・市町村立の医療施設職員	特定接種対象者の考え方は資料3-1と同一
重大緊急医療系		

民間分類における業種	職務・職種(公務員)	備考
空港管理者・空港運輸業(管制業務を含む。)	地方航空局職員、航空交通管制部職員	特定接種対象者の考え方は資料3-1、資料3-2と同一
電気業	電気業に従事する職員	
ガス業	ガス業に従事する職員	
鉄道業	鉄道業に従事する職員	
道路旅客運送業	道路旅客運送業に従事する職員	
社会保険・社会福祉・介護事業	国立、県立・市町村立の介護・福祉施設職員	
火葬・墓地管理業	火葬場・墓地に従事する職員	
廃棄物処理業	廃棄物処理業に従事する職員	
上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道、下水道業	上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道業に従事する職員	

(注1) 特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるべきである。

特定接種の接種順位の考え方

- 特定接種対象者の範囲や総数、接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるべきものである。ただし、発生時に速やかに接種体制を整備するために、接種順位の基本的な考え方を整理したもの。
- 接種順位について、特措法上の公共性・公益性の高さに応じて整理すると次のようになるのではないか。
- ※特定接種が全て終わらなければ、住民接種が開始できないというものではない。

類型		業種	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ ①
	重大・緊急医療型	重大・緊急系医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		基準1、基準2に該当する業種(P11参照)(注1)	グループ ②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ ③
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型 (業務同類系)	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型 (社会インフラ系)	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業、	
その他の登録事業者		飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	グループ ④

(注1)

※指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。

※医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員についてはそれぞれ民間の事業者と同順位とする。